

該非判定結果

■本該非判定結果は 2024年2月1日施行 の法改正に対応しています。

■本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。

■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。
お客様が加工、分解、改造等を実施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方

■輸出貿易管理令 別表第一の1項から15項、別表第二

判定結果：「該当」＝規制品目であり、規制値を満たす。

「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。

「対象外」＝規制品目に当てはまらない。

判定結果が対象外のと看「いずれの項にも関係しない」となります。

又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。

輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。

■米国輸出管理規則(EAR)

判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List. 以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。

「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。

「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項				輸出令別表第二			EAR	
		判定結果	輸出令	省令	判定理由	判定結果	項番	判定理由	ECCN	判定理由
サイレンサ	RS-01 RS-01 キットA RS-01 キットB RS-01 キットC RS-01 キットD RS-02 RS-02 キットA RS-02 キットB RS-02 キットC RS-03 RS-03 キットA RS-03 キットB	対象外	-	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
簡易型サイレンサ	EFS-11- NW25/2/2516 EFS-19-NW40/1	対象外	-	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	EAR99	米国で生産されたものの、又は、米国原産品であるため。CCLに記載がないため。
オイルミストラップ	TM201 TM201H TM401 TM401H TM-2 TM-2F TM-2H TM-3 TM-3F TM-3H TM-4 TM-4F TM-4H TM-4S	対象外	-	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
オイルミストラップ	TMX-1 TMX-1H TMX-2 TMX-2H TMX-2S	対象外	-	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
オイルミストラップ エレメント	TM201E TM401E TM-2E TM-3E TM-4E TM-4SE	対象外	-	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
油回収機構	油回収機構A 油回収機構B 油回収機構C 油回収機構D	対象外	-	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。

該非判定結果

■本該非判定結果は 2024年2月1日施行 の法改正に対応しています。

■本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。

■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。
お客様が加工、分解、改造等を実施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方

■輸出貿易管理令 別表第一の1項から15項、別表第二

判定結果：「該当」＝規制品目であり、規制値を満たす。

「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。

「対象外」＝規制品目に当てはまらない。

判定結果が対象外のと看「いずれの項にも関係しない」となります。

又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。

輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。

■米国輸出管理規則(EAR)

判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List. 以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。

「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。

「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項				輸出令別表第二			EAR	
		判定結果	輸出令	省令	判定理由	判定結果	項番	判定理由	ECCN	判定理由
架台ユニット	YMV-01 YMV-03 YMV-06 YMV-12 YMV-18	対象外	-	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
ダストフィルター	DS-2 DS-3 DS-4 DS-20 DS-25 DS-40 DS-50	対象外	-	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
ダストフィルター エレメント	DS-2E DS-3E DS-4E DS-20E DS-25E DS-40E DS-50E	対象外	-	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
水冷パッフル	BW-2 BW-2 1/2 BW-04B BW-06B BW-10 BW-14 BW-20 BW-22 BW-36 BW-52	対象外	-	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
水冷トラップ	WT-25 WT-50 WT-80 WT-100	対象外	-	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
コールドトラップ	CT-25 CT-40 CT-50 CT-80 CT-100	対象外	-	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
オイルトラップ	OT-50 OT-80 OT-100	対象外	-	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。

該非判定結果

■本該非判定結果は 2024年2月1日施行 の法改正に対応しています。

■本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。
当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。

■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。
お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方

■輸出貿易管理令 別表第一の1項から15項、別表第二

判定結果：「該当」＝規制品目であり、規制値を満たす。

「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。

「対象外」＝規制品目に当てはまらない。

判定結果が対象外のとき「いずれの項にも関係しない」となります。

又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。

輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。

■米国輸出管理規則(EAR)

判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List、以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。

「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。

「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項				輸出令別表第二			EAR	
		判定結果	輸出令	省令	判定理由	判定結果	項番	判定理由	ECCN	判定理由
粉体吸着トラップ	TRO-50 TRO-80 TRO-100	対象外	-	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
オイルフィルトレーションシステム	OF-2 OF-3	対象外	-	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
フォアライントラップ	UFT-25M UFT-65M	非該当	3項(2)2	2条2項二号	容量が規制値を満たさないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。